

会 議 録

1 会議名

第4回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

○ 地域活動支援事業の審査について

(2) その他の事項（公開）

○ 令和元年度第5回地域協議会の開催予定

3 開催日時

令和元年7月30日（火）午後6時30分から午後8時50分まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：安藤安年、奥泉稔、木村和子、草間照光、佐藤道子、高宮秀博、塚田正、
徳田幸一、二宮香里、原田秀樹、三浦元二
- ・ 事 務 局：今井所長、小林次長（総務・地域振興グループ長兼務）、沢田市民生活・
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、渡邊班長、佐藤主任

8 発言の内容

【渡邊班長】

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 上越市の地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【塚田会長】

- ・ 挨拶
- ・ 所長に挨拶を求める。

【今井所長】

- ・挨拶

【塚田会長】

- ・事務局に資料の説明と会議録の確認者の発表を求める。

【渡邊班長】

- ・資料の説明
- ・会議録の確認：草間委員、佐藤委員

【塚田会長】

- ・協議事項、「地域活動支援事業の審査について」を事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・資料No.1～3に基づき審査開始に当たり説明を行う。
- ・今回は補助希望額が募集額を超過しているため、「上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する内規2－（4）補助金額の調整」の規定のとおり、審査結果によっては採択した全事業について委員全体で協議し、事業費を調整する場合も想定されるが、まずは個々の事業について、審査していただくことになる。

【塚田会長】

- ・事務局の説明について、委員に意見や質問を求める。

【二宮委員】

- ・今回は補助希望額が募集額を超過しているが、仮に全事業が採択された場合、1次募集の採択分も含めた全事業について、事業費を調整することになるのか。

【渡邊班長】

- ・1次募集の分については、すでに事業主体が採択通知された補助額で事業を進めていることから、事業費調整の全体協議には含めず、今回は2次募集で採択された分のみとしたい。

【三浦委員】

- ・委員に事前に送付される資料に無線機の購入事業についての農政課と環境保全課の所見が記載されていたが、環境保全課とはどのような関わりで所見を求めたのか。

【渡邊班長】

- ・住民がクマ等を目撃した際の住民への情報提供を担当しているのが、環境保全課であるため所見を求めた。

【三浦委員】

- ・農政課の所見の補足資料に平成28年度から平成30年度まで市鳥獣被害防止対策協議会から無線機10台の貸与を受け、平成30年度に返却し、令和元年度に再度貸与申請している旨記載されているが、その経緯等について説明してもらいたい。

【渡邊班長】

- ・農政課へは無線購入に対する補助金等類似の制度について所見を求めたところ、市鳥獣被害防止対策協議会から無線機を貸与する制度があるとのことであり、提案団体は、平成28年度から平成30年度まで貸与を受けていたが、その間、無線機は使用していなかったということであった。今年度に入って、改めて無線機が必要となり同じ無線機10台の貸与を申請しているとのことであり、無線機が貸与されるかどうかについては、8月末の国からの交付金の決定額により判明する。なお、平成30年度に提案団体が返却した無線機は別の団体に貸与された。

【三浦委員】

- ・無線機の貸与は市全体としての取組か。また、交付金の決定額にもよるとは思うが、無線は基本的には、要望すれば貸与を受けられるものか。

【小林次長】

- ・無線機は市内全域の6つの団体に貸与しているが、今年度については8月末に国からの交付金が決定する予定であるため、現時点では無線機を貸与できるとはいえない。

【三浦委員】

- ・有害鳥獣の捕獲は全市的な問題であるにも関わらず、農政課の所見に違う機種間の通信の可否を提案者に求めている旨の記載があるが、本来は貸与する市の側で調べなければならないことであり、有害鳥獣の問題を何か他人事のようにとらえているような表現をしており、担当課の立場としていかがなものかと感じた。
- ・市の事業の上乗せ分は地域活動支援事業の対象にならないと認識していたので、交付金の事はあるにせよ、全市的には無線機の貸与という制度があるにも関わらず、あえて地域活動支援事業として審査する事業なのかということに疑義があった。また、一部の団体だけ異なる機種を購入することに対する意見の記載がないが、そのことに対してはどのような見解なのか。

【渡邊班長】

- ・地域活動支援事業において、このような事業内容での提案は初めてのこと。
- ・市鳥獣被害防止対策協議会で貸与できるのは無線機のみであるが、今回の提案内容は無線機のみでは音が外に出て鳥獣が逃げるとのことから、イヤホン等付属品も含めてのものである。

【徳田委員】

- ・安全確保の観点からは無線機は必要と認識している。市鳥獣被害防止対策協議会で貸与している無線と異なる機種間での通信が可能かどうか疑わしいと思われるので、市内の他の団体と合同で活動する場合には、名立区だけが特別に新機種を使用するというよりも、全市的に同じ機種で貸与を進めた方が良いと思う。
- ・平成29年度に地域活動支援事業で地域防災のために無線機を購入した団体があったが、その有効的な活用状況が見えてこない。今回は活動に際して、会員同士の連絡手段の確保は必要であるが、新型の無線機とイヤホン等付属品を使用する必要があるのか。

【渡邊班長】

- ・今回、市鳥獣被害防止対策協議会で貸与している機種が出てから7年以上経過しており、購入を予定している機種はその後継機種であることから、通信は可能と考える。

【奥泉委員】

- ・今回、この事業が名立区で採択されると他の区でも同じような申請がされることが想定される。交付金は一度受けないとその後に交付を受けることは困難になると思う。名立区でその前例を作るのはどうかと思う。会長はどのように考えているか。

【塚田会長】

- ・その辺りのことがあったため、事務局も担当課に所見を求めたのだと思う。まずは、提案団体からプレゼンテーションを受けて審査しようということ。

【安藤委員】

- ・最近、有害鳥獣による農作物の被害は増えており、提案事業の内容は非常に重要なことであると思う。地域活動支援事業の趣旨に反しないということであれば、審査すべき。

【三浦委員】

- ・私はこの事業の内容自体ではなく、地域活動支援事業の趣旨なり、制度的に問題がないとして受付したことに対して疑義があったので質問している。事前にもっと担当課に詳細を確認すべき。

【塚田会長】

- ・この事業について、まずは提案団体からプレゼンテーションを受けて審査することについて委員に諮り、承諾を得る。
- ・プレゼンテーションを開始する。
- ・事業No.14「猟友会会員の身の安全確保の為の無線機購入事業」について提案者に説明を求める。

【提案者】

- ・事業の説明を行う。

【塚田会長】

- ・事業No.14について、委員に意見や質問を求める。

【徳田委員】

- ・この事業の「ほかの方法で代替できないものであるか」及び「提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか」という観点についてはどのように考えているか。

【提案者】

- ・代替手段については、我々が使用しているのはアナログ無線で、地域活動支援事業で購入を予定している無線機はデジタル無線機であり、山ひとつ離れていてもノイズが入りにくく聞こえやすい。代替手段を講じることは中々難しい。
- ・住民等の参加については、調理に係る道具がないが、地元のイノシシ肉を使用したイベントがあれば徐々に参加させていただくよう努力する。

【三浦委員】

- ・今回、構成員数と同じ10台を購入予定としているが、それなりの頻度で10人全員で捕獲作業をしているのか。

【提案者】

- ・追い手と打ち手の双方で使用するため、10台でお願いしたい。
- ・委員協議の結果、10台の購入が認められない場合は、最低限、追い手と打ち手に分けて対応せざるを得ないと考えている。

- ・最後に、我々の活動は区民の皆さんの命を守るという側面もあるので、提案事業についてご理解いただきたい。

【小林次長】

- ・平成28年度から平成30年度まで、市鳥獣被害防止対策協議会で貸与していた無線機はデジタルであり、今回、貸与の申請をしている機種もデジタルである。現在は提案団体独自で所有しているアナログ無線機を使用している。
- ・市鳥獣被害防止対策協議会で無線を貸与する制度があるにも関わらず、名立区の提案団体のみが違う機種を購入し、それが他区への前例となる可能性があることについては、所管課はそのことも踏まえて『課題なし』と回答したとのことである。

【塚田会長】

- ・意見や質問が終了したため、委員に採点を求める。
- ・事業No.15「名立区老人クラブ連合会 教養講座「名立を学び、伝える講座」実施事業」について提案者に説明を求める。

【提案者】

- ・事業の説明を行う。

【塚田会長】

- ・事業No.15について、委員に意見や質問を求める。

【奥泉委員】

- ・マイクロバスが事故に遭った場合の保険料はバス借上料に含まれているのか。

【提案者】

- ・車の事故については車両保険での対応となり、参加者の怪我等に対する保険については保険料で計上している。

【徳田委員】

- ・くらしや文化等の伝承に携わっている区内の団体との連携や共催についてどのように考えているか。

【提案者】

- ・今回は当該団体の資料をお借りし、参考にしたいと考えているが、会員自ら語り継ぐことが目的であるため、共催はしない予定である。今後の関わり方については協議していきたい。

【塚田会長】

- ・意見や質問が終了したため、委員に採点を求める。
- ・事業No.16「名五美ちゃんて名立区を元気に！事業 ～駅から元気を発信しよう～」について提案者に説明を求める。

【提案者】

- ・事業の説明を行う。

【塚田会長】

- ・事業No.16について、委員に意見や質問を求めるもないため、委員に採点を求める。
- ・事業No.17「市指定無形民俗文化財保存事業」について提案者に説明を求める。

【提案者】

- ・事業の説明を行う。

【塚田会長】

- ・事業No.17について、委員に意見や質問を求める。

【安藤委員】

- ・長年使用すれば、老朽化が進んで修繕する必要は出てくると思うが、集落の方々に獅子を修繕しようという機運は醸成されているのか。
- ・地域活動支援事業を活用しないとすれば、獅子の修繕費は集落で負担するのか。

【提案者】

- ・20年位前に獅子の修繕に多額の費用を要した際には、集落から多額の寄付をいただいたが、小さな修繕については、会員が負担している。

【三浦委員】

- ・会所有の獅子は替わりのものがないので修繕しながら使うということか。

【提案者】

- ・獅子は1つのみである。獅子の新調は莫大な費用が掛かる。

【高宮委員】

- ・私は無形文化財保存の活動は大変であり、この事業を活用して獅子を修繕し、しっかりと活動して欲しいと思う。

【塚田会長】

- ・市指定の無形文化財保存活動ということであれば、市の補助制度はないのか。旧名立町の時代はあったはずであるが。

【提案者】

- ・本来は市の補助制度の対象となってもよいと思う。

【沢田G長】

- ・現在は、無形文化財については市の補助制度の対象となっていない。

【塚田会長】

- ・意見や質問が終了したため、委員に採点を求める。
- ・全ての事業について、採点結果が出て採択基準点の30点を上回った。
- ・補助希望額が募集額を上回ったため事業費の調整について委員全体で協議することになった。
- ・事務局とも事前に協議したが、事業費の調整方法としては、採択額を同じ割合（70%程度）で調整する方法や点数の高い事業から優先する等ルールを設定して調整する方法等があるが委員の皆さんの意見をお聞きしたい。

【三浦委員】

- ・事業No.14について、無線の貸与という手段があるので、貸与で不足する分は地域活動支援事業を活用して購入することが可能であれば、提案団体の要望を満たすものとする。

【塚田会長】

- ・三浦委員の意見のとおり、無線の貸与という本来の手段があるので、事業費が減額されても事業は実施できると思う。他の事業は事業費を減額した場合には事業を取り止めることもあり得る。

【小林次長】

- ・事業No.14の具体的な調整方法についてであるが、無線機と付属品の採択数について、協議していただきたい。

【安藤委員】

- ・提案者は貸与される無線機には付属品がないから音が外に漏れるとのことなので、付属品のみまたは付属品と本体を何台分かということで採択するという方法が考えられる。

【塚田会長】

- ・他の事業を全額採択とし、事業No.14については残額の274千円の範囲内での採択ということでどうか。

【高宮委員】

- ・そのような話であれば、他の事業も事業内容を精査して減額すべきという話にならないのか。

【安藤委員】

- ・公平性を図るのであれば、補助額を同じ割合で調整する方法もある。

【三浦委員】

- ・事業No.14の件は、結果として付属品を含めた10台を確保できれば、提案団体が支障無く活動できるので、どの提案団体の活動に影響が無いようにするためにも、一律に補助額を調整するのではなく、無線機の貸与について、再度確認すべき。
- ・事業No.16については、PTAは学校を使用できるはずなので他の会場を使用して借上料を支払うのはおかしい。

【原田委員】

- ・当該事業はPTA活動だとしても時間外や出入り等の関係から使用することは難しいと思う。

【三浦委員】

- ・事業No.16について、学校の教育事業の一環なのか、事業主体がPTAなのかその他の任意の団体なのか判りにくい部分があるので、事業として整理してもらわなければならない。

【原田委員】

- ・当該事業はPTAが提案しているので、実施主体はPTAであると思われるが、多くの資材を保管しておかなければならないので、別の会場を使用して保管するのではないか。

【塚田会長】

- ・事業No.15について、会場の借上料を事業費として認めて良いか。

【三浦委員】

- ・仮に採択される場合は、委員意見として、事業主体に申し伝えてもらいたい。

【塚田会長】

- ・全体の事業費について、委員からは代替手段のある事業No.14の事業費を調整する意見と今回提案された事業について一律に補助額を調整するという意見があったがどのように取り扱うか。

【三浦委員】

- ・事業No.14について、初めから事業費を調整するのではなく、ここで補助額は決定せずに、提案団体の意向や市の制度、貸与数を再度確認すべきである。

【塚田会長】

- ・今の三浦委員の意見に対し、事務局はどのように考えるか。

【小林次長】

- ・事業No.14の提案団体の意向等を確認した後に、再度地域協議会で決定するか、事業費の調整や採択について、会長と副会長に一任するか協議いただきたい。

【安藤委員】

- ・事業No.14の提案団体の意向等を確認した後に、補助額の調整の方針を決めて会長と副会長に一任してはどうか。

【塚田会長】

- ・事業No.14の提案団体の意向等を確認した後に、事業費の調整や採択について会長と副会長に一任し、結果を委員に報告ということでよいか委員に諮り了承を得る。
- ・事業No.16の会場借上料についても、委員意見を伝えて減額できないか確認することとする。

【塚田会長】

- ・その他事項について、発言を求める。

【安藤委員】

- ・名立寺から林道瓜原線を結ぶ遊歩道を散策し、草刈がされていたことを確認した。市の対応に感謝する。
- ・江野橋の交通止めの件について、その付近を自転車がよく通行しているにもかかわらず、橋の補修にも取りかかっておらず、迂回路の看板が設置しているだけであるが、その後どのようなようになったか。

【小林次長】

- ・新潟県が江野橋の調査委託を先般、発注したところ。結果が出るのは9月末の見込み。調査の最中でも安全が確保されれば通行止めを解除すると連絡を受けている。

【安藤委員】

- ・ぜひ早く解除してほしい。自転車に乗る人は、早く解除してもらいたいと思っている。

【三浦委員】

- ・先月の地域協議会において、津波注意報が発令された場合の避難所の開設について質問したが、その後の対応はどのようになったか。
- ・これは市の主管課の話になると思うが、先月の津波注意報の発令を受けて、新潟市は避難所を迅速に開設する基準を見直し、エリアによってであるが、暫定的に津波注意報が発令された場合でも避難者がいれば避難所を開設することとしたと報道があったが、上越市では先月の津波注意報の発令を受けて、避難所の開設の基準等の抜本的に見直しをしたのか。

【小林次長】

- ・当市でも見直しをすることとしているが、今現在、具体的な内容は検討中とのことである。

【徳田委員】

- ・名立地区公民館の花壇や体育館と用水の脇について、草が非常に繁茂しているのでお盆前までに草刈をしてもらいたい。お盆には、近くの名立寺に多くの方が墓参する。
- ・ポケットビーチの駐車場の脇にキャンピングカーが乗り入れしていたり、朝にモーターボートをつけた釣り船がポケットビーチに出入りしている光景を見かける。総合事務所に連絡があった場合は適切な対応をしてもらいたい。

【沢田G長】

- ・草刈については、近々に実施する。

【三浦委員】

- ・先月の地域協議会で時間外受付の見直しについて説明があり、その数日後の町内会長会議では主管課長から同内容の説明があった。私は町内会長会議の場で、地域協議会で時間外受付の見直しについて、総合事務所は時間外受付だけの機能ではなく災害時における一時避難場所になっていることや避難所の鍵の受け渡しについて質問したことについて申し上げたが、主管課長は質問事項については何も触れず同じような説明をしていた。
- ・この案件だけではなく、地域協議会での質問や要望がどのような形で主管課に伝わっているのか。数日前に地域協議会で質問や要望があれば、その後の会議において

は、結論は出ていないにせよ地域協議会での質問や要望があったことを踏まえて説明するべきではないか。

- ・このことは、職員の資質というよりも、総合事務所と主管課との間の連絡や関係性が担保されているのかである。津波の話もそうであるが、我々が地域協議会で質問や要望したことが、短い期間で回答されなかったり、対応されないことが最近数件出てきていると感じた。主管課とどのような協議をしてどのような回答があったか、現状の取組について、委員が集まる機会に返答してもらわないと忘れた頃に話が出てくるようでは困る。
- ・前回の地域協議会で総合事務所の時間外受付の見直しについて、私が質問した内容は町内会長会議の前に主管課に話が伝わっていたのか。また、町内会長会議の場で主管課の課長はどのような認識で、私の質問に何も触れずに説明したのか。また、その後で話があったとすればどのような話があったのか。

【小林次長】

- ・先月の三浦委員の質問については、町内会長会議前に主管課の係長に伝えたが、課長まで話が伝わったかは、その時点では確認できていなかった。
- ・町内会長会議時には、全市的な話であったので、主管課の課長は委員の質問には触れなかったのではないかと考える。

【三浦委員】

- ・これは名立区の地域協議会で出た話であり、全市的な話ではない。名立区に説明しにきているのだから、触れないのはおかしい。
- ・例えば、他の区で説明するにしても、地域協議会で出た質問事項も踏まえて地域の皆さんに説明すべき。
- ・しかも、説明をする主管課の課長に地域協議会での質問が伝わっているか確認がとれていない。この案件だけではないが、もっときめ細やかに対応してもらわないと困る。
- ・地域協議会の役割についての議論がされている中で、私たち委員が役割を果たそうとしているにもかかわらず、そのようなことが機能できない体制になっているのであれば、地域協議会の役割という議論以前の話である。
- ・このことは、ぜひ主管課も含めてしっかりと対応してもらいたい。

【今井所長】

- ・委員指摘のとおり、地域協議会での質問や要望について、主管課にきちんと伝え、委員の皆さんへの可能な限り早いフィードバックを徹底する。

【奥泉委員】

- ・先程、話題にあがった津波の避難所開設の件であるが、やることが遅い。
- ・津波はいつ来るかわからない。避難しようとしても、避難所が空いてなければ避難できない、人命に係るので早急に主管課から回答してもらいたい。

【今井所長】

- ・早急に主管課に回答するように求めていく。

【塚田会長】

- ・私も反省しているが、最近の議事録だけを見ても経過と結果について記載されており、雰囲気伝わってこない。結果に至るまでの議論の雰囲気が解るように記載するのも大事だと思う。
- ・ほかに意見や質問を求めるもなし。
- ・次に「令和元年度第5回地域協議会の開催予定について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・日時：令和元年8月27日（火） 午後6時30分から

【塚田会長】

- ・事務局案でよいか委員に確認し、承諾を得る。

【奥泉副会長】

- ・会議の閉会を宣言。
- ・挨拶

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121（内線223）

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。